構想策定年度	平成13年度
	平成18年度
	平成22年度
構想見直し年度	平成23年度
	平成26年度
	令和3年度

# 農業経営基盤強化の促進に関する 基本的な構想

令和4年3月

熊本県玉名郡玉東町

# 目 次

第	1	農	業経	Y 学	基	盤の	の強	魚化	<b>の</b> 1	促i	焦に	こ関	す	る	目相	票•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第2			業経 ごと																													
第:			率的 の他																													-
第△	4	農	業経	经営	基	盤引	鱼们	匕促	進	事訓	業に	こ関	す	る	事工	頁・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	1
第:	5	そ	の他	<u>ı</u> •	•	•		•	•	•		•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2 2	2
			(第 (第																													

#### 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

#### 1. 農業の現状と課題

玉東町は、熊本県の北部、玉名郡の東南部に位置し、東は熊本市に、西は玉名市に隣接し、玉名市天水町、熊本市河内町方面に連なる金峰山オレンジベルト地帯の一角を占めている町の南部ではミカン等の柑橘類を中心とした農業生産を展開してきた。また、町の中・北部地区の比較的平坦な地域では水稲・スイカ・ミカン等の複合経営による農業生産を展開してきたが、最近の農業を取り巻く状況は厳しく農業従事者の高齢化や後継者不足、土地持ち非農家の増加による耕作放棄地の増加等の問題を抱えている。農業構造については、昭和40年代から近隣市町への通勤が利便化して兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、最近は離農者の増加に伴い土地利用型農業を中心に農業の担い手不足が深刻化している。また、果樹農家については、傾斜地の樹園地が多く、基盤整備の不備により機械化・省力化が遅れている。さらに最近の価格の低迷から一部農家では生産意欲の減退から管理不良園が増え、生産性の低下傾向等の課題が山積している。農業後継者に継承されることなく一部遊休化した農地が増加傾向にあり、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

今後、農業者の減少・高齢化がさらに深刻化していくことが見込まれる中、町の農業を維持・発展させていくためには新規就農者の安定的な確保・育成と併せて、優れた農業技術を後世に引き継いでいくことが重要である。親元就農、新規参入者など個々の就農形態に応じて就農相談から定着まで、きめ細やかな就農支援に取り組む必要がある。さらに、農地集積・集約を促進するとともに基盤整備を進め農地の有効利用を図る必要がある。

#### 2. 基本的方向

このような課題に対し玉東町農業の持続的な展開や活性化などを図るために、高収益作物の導入を行い地域として産地化を図るとともに、経営規模の拡大を志向する農家と集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合として土地の有効利用を図り農業発展を目指す。また、農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に努める。加えて、様々なリスクにさらされている農業の経営安定を図るため、農業保険や品目別の価格安定制度等、農業者それぞれの経営形態に応じた適切なセーフティネットの加入促進を図るとともに、災害等の緊急事態において円滑な事業復旧・継続を可能とするために農業版BCP(事業継続計画書)の作成・活用を推進する。

#### (1)効率的かつ安定的な農業経営の育成及び指標

玉東町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来(概ね10年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、玉東町及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得(主たる農業従事者1人当たり概ね350万円以上、1経営体当たり概ね700万円以上)、年間労働時間(主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度)の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が玉東町の農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

#### (2)農業経営基盤強化促進事業及びその他の措置

玉東町は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、玉東町と玉名農業協同組合、玉東町農業委員会、熊本県県北広域本部玉名地域振興局等が相互の連携の下で充実した指導を行うことを目的に、玉東町担い手育成総合支援協議会を設置し、農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため集落段階による徹底した話合いを促進する。さらに、玉東町担い手育成総合支援協議会が法人化や規模拡大、6次産業化、経営継承など農業者の多様な経営相談の総合窓口となり、農業者個々の課題に応じて「くまもと農業経営相談所」等と連携し、課題解決に向け支援を行う。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、果樹経営農家については、樹園地の改造やSS等機械化の促進による省力栽培体系の確立により、作業環境の改善、労働時間の短縮、労働内容の軽減など、就業条件の改善を進めるとともに、経営管理の合理化や雇用労働をめぐる問題などへの適切な対処を行う。また、品種構成の改善や県育成品種への更新等により、量から質への転換を推進し、経営規模の拡大に意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。また、土地利用調整を全町的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、地域営農組織の組織化が遅れている地域については、農業協同組合と連携して座談会を開催するなど、地域の合意形成を基本に、農作業受託組織なども包含して、地域営農組織の育成を推進する。地域営農組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置付けを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態に応じた地域営農組織を育成するとともに、その経営の効率化を図る。地域営農組織の育成にあたっては、集落における土地利用調整、水利調整、労働力調整など集落機能の活用が基本となるため、集落の特性に応じて、最も効率的な土地利用型農業などが確立できるよう、徹底した話し合い活動を推進する。このような話し合い活動に基づき、集落内の農家の共同作業による集落営農を基本に、農業生産の組織化を進める。また、既存の地域営農組織については、組織の経営力強化を図るとともに、地域の実態に応じた法人化を推進する。併せて集約的な経営展開を助長するため、熊本県県北広域本部玉名地域振興局農業普及・振興課の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

さらに、町内の農業生産の重要な担い手の育成については、関係機関・団体と連携を 図りながら、意欲ある農業者の認定農業者への誘導と期間満了を迎える認定農業者の着 実な再認定を進めるため、経営改善計画の作成支援を積極的に行う。また、農業経営に おける収益配分及び経営方針・計画の決定などの家族内での経営上の位置づけを明確化 する家族経営協定の推進を図るとともに、共同申請による女性認定農業者の拡大を図る。

加えて、新たな地域農業の担い手の確保・育成の観点から、農業参入を希望する個人 や法人については、玉東町農業委員会、玉名農業協同組合、玉東町担い手育成総合支援協議会等の関係機関、関係団体と連携協力して、情報提供・技術指導等を行うこととする。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、サラリーマン農家等にも本法その他諸施策に基づく、農業経営基盤強化及び農業構造の再編の意義について理解と協力を求めていくこととする。

特に、農業経営基盤強化促進法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、玉東町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

#### (3)研修·指導

玉東町は、玉東町担い手育成総合支援協議会において認定農業者に対し経営改善計画の目標達成に向けて、専門家による助言・指導や経営状況に応じたきめ細かい生産技術や経営の指導を行う。また、経営規模の拡大や農業経営の高度化、多角化などを図るための情報提供と合わせて、各種補助事業や制度資金などによる支援を行う。

農業経営の法人化に当たっては、法人化に向けた講習会などの啓発活動や個別指導を行うとともに、専門家派遣による課題や問題点解決などの指導・助言を行う。また、農業法人に対しては先進事例研修会や、労務管理などの課題解決に向けた研修会、さらには6次産業化などの経営の多角化、複合化の取組みを支援する。

特に比較的規模の大きい果樹専業農家が多い町の南部地区においては、適切な資金計画の下に施設や機械への投資を行っていくため、同指導チームの下に日本政策金融公庫熊本支店の参画を仰ぎつつ、農業協同組合等による資金計画に係る研修、指導を実施する。

また、ミカン・水稲・野菜等の複合経営が中心である町の中・北部地区においては、新規作目の導入を含め同指導チームの下に、市場関係者や県経済農業協同組合連合会の参画を得つつ、マーケティング面からの検討を行い、産地化を視野に入れ戦略的振興作目の品質向上を図るため、その栽培に関する指導を行い優良な複合経営体としての発展に結びつけるよう努める。

なお、農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対しては、その経営の更なる 向上に資するため、当該計画の実践結果の点検を行い、再認定への新たな計画の作成の 指導等を重点的に行う。

#### (4)新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

#### ア 新規就農の現状

玉東町の近年の新規就農者は減少傾向にあり、令和元年(2019年)5月から令和2年(2020年)4月までの親元就農者、新規参入者、雇用就農者を含む新規就農者は3人であった。基幹作物であるミカンの産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

アに掲げる状況を踏まえ、玉東町は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来(農業経営開始から5年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

① 確保・育成すべき人数の目標

熊本県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標600人を踏まえ、玉東町においては年間2人の当該青年等の確保を目標とする。また、雇用就農の受け皿となる法人の増加に努める。

- ② 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標 玉東町及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年 間総労働時間(主たる従事者1人あたり2,000時間程度)の水準を達成しつつ、 農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得として主たる従 事者1人あたりの年間農業所得250万円程度を目標とする。
- ウ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた玉東町の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については玉東町農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については熊本県県北広域本部玉名地域振興局農業普及・振興課、玉名農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域が総力を挙げて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

### 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の 類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

将来、普及可能な革新的な技術の導入、望ましい作業環境やゆとりあるライフスタイルの確立も考慮して、第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に玉東町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、玉東町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

#### (1) 類型設定の基準

#### ①家族経営

農業経営の現状と他産業の所得や労働時間を踏まえ、将来目標とすべきモデル的な家族経営の経営パターン。

ア 自家労働・・・・・1経営当たり経営者を含めて従事者2~3名

イ 雇用労働力・・・・雇用労働力、農作業の外部委託を積極的に導入

#### ②法人経営

家族経営の目標とすべき経営水準に達した経営体の次のステップとして規模拡大や経営の高度化による法人化の経営パターン。

#### ③ 協業経営

複数の世帯が共同で出資し、生産から生産物の販売、収支決算、収益の配分に至るまでの経営を協業で行うモデル的な経営パターン。なお、組織運営体制が整った組織については、法人化や大規模法人化の経営を目指すこととする。

# (モデル経営類型)

① 家族経営

① 家族経宮			経営管理	農業従事
営農類型	経営規模	生産方式	経営官理 の方法	展業促争 の態様等
水稲十麦 +大豆	水稲 1,600a 表 1,000a 大豆 600a 経営面積 田 1,600a 主たる従事者 2人 労働時間 属用労働時間 雇用労働時間 目標所得/人 4,150千円	・機械化一貫体系による作業の省力化 ・ほ場の汎用化と団地化 ・疎植及び暖効性肥料施肥などの低 コスト技術の導入 ・共同乾燥調製施設を利用 《主要資本装備》 田植機(5条)・自脱型コンバイン(5 条)・麦大豆播種機・常用管理ビーグル・動力噴霧器・トラクター(2台)・ 堆肥散布機・大豆コンバイン(生産組織)・育苗ハウス(500㎡)	・複帳よ家経合る処ソ導青実経強式のる計営理た理コ入色施営化を機ン申のののでは、)告体にのののののののののののののののののののののののののののののののののののの	・家定基制の労へ労快め環農時保経締合体施保加環化農改期用営結給日 険入境の作善のの場所用のののののののののののののののののののののののののののののののののの
葉たばこ十水稲	葉たばこ 240a 水稲 140a 飼料用米 200a 経営面積 340a 主たる従事者 2人 労働時間 高,500時間 雇用労働時間 640時間 目標所得/人 3,200千円	・機械化体系による大規模経営 ・効果型作業機による作業の効率化 ・わき目抑制剤の適正使用 ・共同受託乾燥施設利用 ・水稲の基幹産業は営農組織に委託 ・雇用労働力の活用(臨時雇用) 《主要資本装備》 堆肥散布機・成畦被覆機・高架型作 業機・乾燥施設(共同)・トラクター	の自己資本の充実	P1-
温州ミカン	温州ミカン 340a 極早生 80a 早生 140a 普通 120a 経営面積 340a 主たる従事者 2人 労働時間 4,300時間 雇用労働時間 1,100時間 目標所得/人 3,200千円	・極早生、早生、普通温州の組合せ ・延滞作業道整備及びスピードスプレーヤ防除による省力化 ・シートマルチ及び点滴かん水によ る高品質果実の安定生産 ・雇用労働力の活用(臨時雇用) 《主要資本装備》 スピードスプレヤー・格納作業舎・ 園内作業道・貯水槽・動力噴霧機 トラック・トレンチャー		

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様等
温州ミカン	温州ミカン 200a 落葉果樹 80a 経営面積 280a 主たる従事者 2人 労働時間 4,370時間 雇用労働時間 800時間 目標所得/人 3,600千円	・早生種から晩成種の組合せによる 労力分散と気象災害リスクの軽減 ・温州ミカンと落葉果樹の組合せに よる労働力の適正配分 ・高畝、マルチ等高品質果実生産体 系の導入 ・SSによる防除労力の節減 ・無減農薬・減化学肥料栽培 《主要資本装備》 格納作業舎・貯水槽・動力噴霧機 防風ネット・トラック・小型管理機 トレンチャー・スピードスプレヤー 乗用草刈機・強化棚・堆肥散布機	・複帳よ家経合る処ソ導青実経強にと離の図報パののの質め	・家定基制の労へ労快め環際に経統のでは、実災の働適の境繁雇・労のの場ののでは、関係のののののののののののののののののののののののののののののののののののの
温州ミカン	温州ミカン 220a 極早生 60a 早生 80a 早生 80a 平生 80a 不 80a 不 屋露地 50a 経営面積 300a 主たる 時間 300a 主たる 時間 時間 650時間 雇用労働時間 650時間 目標所得人 3,600千円	・露地とハウスの組合せによる労働力の適正配分 ・作業道整備による作業性の向上・SSによる防除労力の節減・マルチでの高品質果実生産 《主要資本装備》 連棟ハウス・格納作業舎・貯水槽スプリンクラー・動力噴霧機トラック・トレンチャー・スピードスプレヤー	の自己資本の充実	
温州ミカン +スイカ	温州ミカン 130a スイカ100a 経営面積 230a 主たる従事者 2人 労働時間 3,830時間 雇用労働時間 400時間 目標所得/人 3,700千円	・品質構成の適正配分 ・SSによる防除労力の節減 ・作型に適合した施設装置による生産の安定と労力配分 ・土づくりの徹底 ・非破壊検査による熟度、糖度等品質管理の徹底 《主要資本装備》 格納作業舎・貯水槽・動力噴霧機トラクター・トラック・トレンチャスピードスプレヤー・堆肥散布機単棟ハウス・管理機・土壌消毒機		

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様等
イチゴ	イチゴ 25a 経営面積 25a 主たる従事者 2人 労働時間 4,000時間 雇用労働時間 1,600時間 1,600千円	・優良品種の導入 ・ベンチ育苗の導入 ・土づくり、太陽熱消毒等による生産性の安定 ・予冷体系の整備 ・薬剤防除ローテーション ・低コスト技術による省力化 《主要資本装備》 連棟ハウス・育苗施設・加温器・予 冷庫・トラクター・自動開閉装置・ 自動かん水施設・動力噴霧機 トラック・堆肥散布機	・複帳よ家経合る処ソ導青実経強のの式のる計営理た理コ入色施営化自充簿経合分理を情() 告 体た資記にと離の図報パの の 質め本	・家定基制実労へ労快め環農時保経結給制 等 の大業 臨確 ・ の の た 業 臨確

# ②法人経営

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様等
水稲 +麦 +大豆	水稲 2,000a 麦 2,500a 大豆 1,200a 経営 面積 田 3,200a 主たる従事者 3人 労働時間 5,000時間 雇用労働時間 2,100時間 目標所得/人 5,300千円	・機械化一貫体系による大規模経営・ほ場の汎用化と団地化・品種の組合せによる作業の分散・疎植及び暖効性肥料施肥などの低コスト技術の導入・雇用労働力の活用(常用雇用・臨時雇用) 《主要資本装備》 田植機(6条・2台)トラクター2台(60ps、40ps)自脱型コンバイン(2台) 畦塗機・麦、大豆播種機・倍土機乗用管理ビークルグレンコンテナライスセンター(1棟)	・簿のる己の青実経強のの記話にの能 告 体た資・経強のの方実	・休入 ・労の会和 ・代の ・社の ・社の ・大の ・社の ・大の ・社の ・労働 ・の ・労働 ・の ・の ・の ・の ・の ・の ・の ・の ・の ・の ・の ・の ・の
温州ミカン	温州ミカン 2,000a 経営 2,000a 主たる従事者 6人 労働時間 12,000時間 雇用労働時間 1,000時間 目標所得/千円 3,500千	・労力分散のための品種の適正配分 ・機械化のための樹園地の団地化と 改造 ・高畦、マルチ等高品質果実生産体 系の導入 ・SSによる防除労力の節減 《主要資本装備》 格納作業舎・貯水槽・かん水施設 混合槽・かくはん機・動力噴霧機 トラック・スピードスプレヤー		

## ③協業経営

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様等
水稲+麦 +大豆	水稲 1,500a 麦 2,000a 大豆 500a 経営面積 2,000a 労働時間 5,200時間 所得 10,800千円	・機械化一貫体系による効率的営農 ・集落ぐるみの土地利用の構築 ・低コスト・省力機械化体系 ・多品種、多様な栽培法による作期 調整 ・あ品種、多様な栽培法による作期 調整 ・時代オーター制 ・法人とでは事情》 田植機である。 田植機型コンバイン(4条)2台 麦、インスプレーター2台 ブームスププレッダー2台 ブームスアスプレッダー2台 ブームアスプレン1台 がレーターカー2台 ブームファスインナーカー2台 大グレーター2台 大グレーター2台 大グレーター2台 大グレーター2台 大グレーター2台 大のカーシャグー2台 大グレーター2台 大グ 大グ 大グ 大グ 大グ 大グ 大グ 大グ 大グ 大グ 大グ 大グ 大グ	・簿のる己の青実経強のの記話経分向色施営化自充記用営析上申 のの己実帳にの能 告 体た資	・休労へ社の労快め環用のの場合の場合の場所の場所の場所の場所の場所の場所の場所ののののののののののの

# 第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の実態等に関する営 農の類型ごとの新たな農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の(4)のイの②に示したような目標を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営指標として、現に玉東町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、玉東町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

#### (モデル経営類型)

#### ①家族経営

<b>山</b> 豕灰栓呂			経営管理	典光沙市
営農類型	経営規模	生産方式	経営官理 の方法	農業従事 の態様等
水稲十麦	水稲 200a	・機械化一貫体系による作業省力化	・簿記記帳等の	・労災保険等へ
+大豆	麦 350a	・無人へリによる防除(委託)	活用による経	の加入
	大豆 350a	・ほ場の汎用化と団地化	営の自己分析	・労働環境の快
		・低コスト技術による省力化	能力の向上	適化のための
		《主要資本装備》	・青色申告の実	農作業環境の
		トラクター・田植機・ブロードキャスター・	施	改善
		麦、大豆播種機・自脱型コンバイン・	・経営の体質強	・農繁期の臨時
		サブソイラー・トラック・乾燥機	化のための自	雇用の確保
葉たばこ+	葉たばこ	・移植機・自動収穫機・抜根機等の	己資本の充実	
水稲	110a	機械化作業一貫体系		
	水稲 60a	・早晩品種を組み合わせた労力分散		
		・低コスト技術による省力化		
		《主要資本装備》		
		たばこ共乾施設・移植機・管理機・		
		動力噴霧器・自動収穫機・トラクタ		
		ー・自脱型コンバイン・サブソイラ		
		ー・トラック		
温州ミカン	温州ミカン	・労働分散のための品種の適正配分		
	150a	・機械化のための樹園地の団地化と		
		改造		
		・高畝、マルチ等高品質果実生産体		
		系の導入		
		・ 園内作業道の整備		
		《主要資本装備》		
		格納作業舎・貯水槽・動力噴霧機		
		トラック・トレンチャー・園内道路		
		乗用草刈機・スピードスプレイヤー		
温州ミカン	温州ミカン	・温州ミカンと落葉果樹の組合せに		
+落葉果樹	100a	よる労働力の適正配分		
	落葉果樹	・高畝、マルチ等高品質果実生産体		
	20a	系の導入		
		・無減農薬・減化学肥料栽培		
		《主要資本装備》		
		格納作業舎・貯水槽・動力噴霧機		
		防風ネット・トラック・小型管理機		
		トレンチャー・乗用草刈機・強化棚・		
		堆肥散布機・スピードスプレイヤー		
-		·		

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様等
温州ミカン +ハウス不知 火	温州ミカン 100a ハウス不知火 10a	・露地とハウスの組合せによる労働力の適正配分 ・作業道整備による作業性の向上・マルチでの高品質果実生産《主要資本装備》 連棟ハウス・格納作業舎・貯水槽スプリンクラー・動力噴霧機トラック・トレンチャー・暖房機乗用草刈機	·	<ul><li>・労災保険等への加入</li><li>・労働環境の快適化のための農作業環境の改善</li></ul>
温州ミカン+スイカ	温州ミカン 50a スイカ 25a	・品質構成の適正配分 ・作型に適合した施設装置による生産の安定と労力配分 ・土づくりの徹底 ・非破壊検査による熟度、糖度等品質管理の徹底 《主要資本装備》 格納作業舎・貯水槽・動力噴霧機トラクター・トラック・トレンチャ 堆肥散布機・単棟ハウス・管理機・ 土壌消毒機		
イチゴ	イチゴ 15a	・優良品種の導入 ・土づくり、太陽熱消毒等による生産性の安定 ・予冷体系の整備 ・薬剤防除ローテーション ・低コスト技術による省力化 《資本装備》 連棟ハウス・加温器・予冷庫 トラクター・自動開閉装置 自動かん水施設・動力噴霧機 トラック・堆肥散布機		

# 第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

- 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者(認定農業者等及び地域営農組織)に対する農用地の利用の集積に関する目標を令和11年(2029年)における農用地の利用に占めるシェアで80%とする。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者が経営する農用地については、面的な集積の割合が高まるように努める。
- 2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

#### (1)農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

玉東町の南部地区では、ミカンを基幹として梨等の果樹園が広がり、認定農業者等を中心とした担い手への農地の利用集積が進んできているが、近年の農産物価格低迷による意欲減退等により、担い手の更なる規模拡大が停滞している。また、中部地区では、水稲・スイカ・ミカン等による複合経営の割合が高く、認定農業者等の担い手が比較的多く存在しているが、近年の燃油・肥料高騰や農業従事者の高齢化により、農地及び農業用施設の効率的な利用を図る必要がある。なお、北部地区では、小規模な稲作を主とする兼業農家が多く、一部の農作業については受委託が行われているものの、農地の資産的保有傾向が強いため担い手等に利用集積されない農地で一部遊休化したものが増加傾向にある。

#### (2)今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

玉東町では、今後10年で更に農業従事者の高齢化等が進み、このような農地所有者からの農地の貸付等の意向が強まることが予測され、受け手となる担い手への農地の利用集積を円滑に進めるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化等を図ることによって農地の引受能力を高め、さらなる規模拡大と経営改善を支援することが必要である。

また、小規模兼業農家が多い地区や山間部では、将来の農地の引き受け手となる担い手がいないため、このまま推移すれば農地の荒廃化が進み、地域の環境悪化を招くことから、集落単位で将来に向けた話し合いを行い、地域全体で農地を保全・活用する方法を検討するなど、集落ぐるみの営農活動の構築が必要である。

#### (3)農地利用ビジョン実現に向けた取組方針及び関係機関・団体との連携等

玉東町の農地利用のビジョン実現を図るため、町内をいくつかの区域に分け、計画的に集落内の話し合いによる合意形成を促すとともに、農地中間管理事業を活用して、担い手への農地集積を推進する。

また、地域の実情に応じて、国・県の各種補助金を積極的に活用し、基盤整備事業を含む農地流動化施策を実施する。

このため、関係機関等との間で農地に係る情報の共有化を進めるとともに、町関係各課、玉東町農業委員会、玉名農業協同組合、玉東町担い手育成総合支援協議会等による連携体制を整備する。

#### 第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

玉東町は、熊本県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5

「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、玉東町農業の地域特性、即ち、果樹経営を中心とした地区と複合経営を中心とした地区の特性に合った多様な農業生産の展開や兼業化の進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤、基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

- ・玉東町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。
  - ① 利用権設定等促進事業
  - ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
  - ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
  - ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
  - ⑤ 新たな農業経営を営もうとする青年等の育成・確保する事業
  - ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

- ア 中・北部の水田地帯においては、農地の流動化と有効利用を促進しながら農用地 の確保に努め農地の汎用化、用水の高度利用等により自立経営体を志向する中核的 農家の経営規模拡大と農業経営の安定を図るため、利用権設定等促進事業を重点的 に実施する。
- イ 南部の果樹園地帯においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用 地利用改善団体の活動を活発化する。このことによって、担い手不足の下で多発し ている遊休農地の解消に努める。

さらに、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

- 1. 利用権設定等促進事業に関する事項
  - (1)利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件
    - ① 耕作又は養畜の事業を行う個人(法第18条第2項第6号に定める利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者(以下「農地所有適格法人以外の法人等」という。)を除く)又は農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3子項に規定する農地所有適格法人をいう。)が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。
      - ア. 農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を含む。) として利用する ための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて (農地所有適格法人にあっては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて) を備えること。
        - (ア)耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
        - (イ)耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
        - (ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
        - (エ)その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者 (農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。)がいるも

のとする。

- (オ)所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等侯補者名簿に登録されている者であること。
- イ. 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
- ウ. 農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。) として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができると認められること。
- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)から及び(イ)に掲げる要件(農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件)を備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合、又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によって利用権の設定を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合、法第7条に規定する特例事業及び農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、若しくは、農地中間管理機構、独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 農地所有適格法人以外の法人等が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。
  - ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
  - イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
  - ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち 一人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認めら れること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主(農地法第2条第3項第2号イからチに掲げる者を除く。)が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人 に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利 用集積計画において行われる場合に限るものとする。 ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を 受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

#### (2)利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定(又は移転)される利用権の存続期間(又は残存期間)の基準、借賃の算定基準及び支払い(持分の付与を含む。以下同じ。)の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。)の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

#### (3)開発を伴う場合の措置

- ① 玉東町は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者(地方公共団体、農地中間管理機構を除く。)から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。)様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 玉東町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
  - ア. 当該開発事業の実施が確実であること。
  - イ. 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
  - ウ. 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発 行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

#### (4)農用地利用集積計画の策定時期

- ① 玉東町は、法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、 遅滞なく農用地利用集積計画を定める(附則第2条によりみなされる場合は不要)。
- ② 玉東町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ③ 玉東町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

#### (5)要請及び申出

- ① 玉東町農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、玉東町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 玉東町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の

- 2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の 集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別 に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画を定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②、③に定める申出を行う場合において、(4)の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより設定された利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

#### (6)農用地利用集積計画の作成

- ① 玉東町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 玉東町は、(5)の②、③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合、土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、玉東町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 玉東町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

#### (7)農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払の方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が農地所有適格法人以外の法人等である場合には、次に掲げる事項
  - ア. 貸し付けられた農用地が適正に利用されていないと認められる場合には貸借を解除する旨の条件
  - イ.その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状

況について毎年、農業委員会に報告しなければならない旨

- ウ. その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を解除し撤退した場合の 混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するた めの取決め
- (ア)農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
- (イ)原状回復の費用の負担者
- (ウ)原状回復がされないときの損害賠償の取決め及び担保措置
- (エ)貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- ⑥ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び(現物出資に伴い付与される持分を含む。)その支払い(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

#### (8)同意

玉東町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が20年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

#### (9)公告

玉東町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を玉東町の掲示板への掲示により公告する。

#### (10)公告の効果

玉東町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画 の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転する ものとする。

#### (11)利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

#### (12)紛争の処理

玉東町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借 賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当 該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

#### (13)農用地利用集積計画の取消し等

① 玉東町の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による

公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

- ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域に おける農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じていると き。
- イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的か つ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。
- ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいず れもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。
- ② 玉東町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。
  - ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。
  - イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。
- ③ 玉東町は、②の規定による取消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を玉東町の公報に記載することその他所定の手段により公告する。
- ④ 玉東町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借 又は使用貸借が解除されたものとする。
- 2. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

#### (1)農用地利用改善事業の実施の促進

玉東町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う 自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善 事業の実施を促進する。

#### (2)区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1~数集落を基本としつつ、土地利用の調整が大字や校区、共同乾燥調整施設、旧町村単位で行われている場合は、当該単位)とするものとする。

なお、水田地域において施設園芸や果樹など利用形態が異なる農地がある場合など、 土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合に あたっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の 一部を除外した区域を実施区域とすることもやむを得ないものとする。

#### (3)農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ

総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

#### (4)農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - ア. 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
  - イ. 農用地利用改善事業の実施区域
  - ウ. 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
  - エ. 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する 事項
  - オ. 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の 改善に関する事項
  - カ. その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

#### (5)農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定 款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、 基本要綱様式第4号の認定中請書を玉東町に提出して、農用地利用規程について 玉東町の認定を受けることができる。
- ② 玉東町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
  - ア. 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
  - イ. 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
  - ウ. (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
  - エ. 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 玉東町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を玉東町の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③の規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

#### (6)特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の受託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行

- 令(昭和55年政令第219号)第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
  - ア. 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
  - イ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
  - ウ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 玉東町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の ①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
  - ア.②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について 利用の集積をするものであること。
  - イ.申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

#### (7)農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (⑤)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に根原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあったては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
  - ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
  - ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

#### (8)農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 玉東町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 玉東町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用 地利用改善事業の実施に関し、熊本県県北広域本部玉名地域振興局農業普及・振

興課、玉東町農業委員会、玉名農業協同組合、農地中間管理機構(公益財団法人 熊本県農業公社)等の指導、助言を求めてきたときは、玉東町担い手育成総合支 援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体の一体となって総合的・重点 的な支援・協力が行われるように努める。

3. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

#### (1)農作業の受委託の促進

玉東町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア. 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進 イ. 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ. 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- 工. 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託 の組織的な促進措置との連携の強化
- オ. 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- 力. 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

#### (2)農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項 玉東町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営 管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材 育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し 得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手と しての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成 を積極的に推進する。

なお、研修等を通じて得られた人材については、法第12条の農業経営改善計画 の認定制度を積極的に活用することとし、農業経営改善計画の作成に関する適切な 助言・支援を行うこととする。

また、農業従事者の労働時間の軽減と安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

- 5. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項
- 第1の5に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との 連携のもと、次の取組を重点的に推進する。
  - (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

#### ア 受入環境の整備

熊本県新規就農支援センターや熊本県県北広域本部玉名地域振興局、玉名農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的に開催し、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報(研修、空き家に関する情報等)の提供を行う。また、町内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

#### イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう 教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産 者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する 知見を広められるようにする。

#### (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

#### ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

玉東町が主体となって熊本県立農業大学校や熊本県県北広域本部玉名地域振興局、農業委員、農地利用最適化推進委員、指導農業士、玉名農業協同組合等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

#### イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために玉東町認定農業者協議会への参加を促す。

#### ウ 経営力の向上に向けた支援

アに掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、他産業の経営ノウハウ を習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく 青年等就農計画の作成を促し、国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用 しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見 込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと 誘導する。

#### (3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については熊本県新規就農支援センター、技術や経営ノウハウについての習得については熊本県立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては熊本県県北広域本部玉名地域振興局、玉名農業協同組合、玉東町認定農業者や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地利用最適化推進委員、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

#### 6. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

#### (1) 農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進に関する事項

① 玉東町は県下一円を区域として特例事業を行う公益財団法人熊本県農業公社

との連携の下に、普及啓発活動を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。

- ② 玉東町、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を生かした特例事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。
- (2) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

玉東町は、1から5に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進 に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ア. 玉東町は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。
- イ. 玉東町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業 経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。
- ウ. 農業生産基盤整備を促進し、水田の大区画化進めるとともに、農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

#### (3) 推進体制等

① 事業推進体制等

玉東町は、玉東町農業委員会、熊本県県北広域本部玉名地域振興局農業普及・振興課、玉名農業協同組合、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

玉東町農業委員会、玉名農業協同組合及び農地中間管理機構は、農業経営基盤 強化の円滑な実施に資することとなるよう、玉東町担い手育成総合支援協議会の もとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、玉東町は、この ような協力の推進に配慮する。

#### 第5 その他

その他この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

#### 附則

- 1 この基本構想は、平成13年11月1日から施行する。 附則
- 1 この基本構想は、平成18年8月25日から施行する。 附則
- 1 この基本構想は、平成22年6月10日から施行する。 附則

- 1 この基本構想は、平成23年9月12日から施行する。 附則
- 1 この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。 附則
- 1 この基本構想は、令和4年3月8日から施行する。

#### 別紙1 (第4の1の(1)⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地(以下「対象土地」という。)の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1)地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。)、農業協同組合等(農地法施行令(昭和27年政令第445号)第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。)又は畜産公社(農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。)
- 対象土地を農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合に おけるその開発後の農用地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受け る場合
  - ・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項
- 対象土地を農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地 を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。)とし て利用するための利用権の設定等を受ける場合
  - ・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。
- (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人(農地所有適格化法人である場合をのぞく。)又は生産森林組合(森林組合法(昭和53年法律第36号)第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。)(それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。)
- 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
  - ・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合 ・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。
- (3) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条2項各号に掲げる事業(同項第6号に掲げる事業を除く。)を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令(昭和36年政令第346号)第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人(それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)
  - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合 ・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

#### 別紙2 (第4の1の(2) 関係)

I 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)制定又は移転を受ける場合

#### ① 存続期間 (又は残存期間)

- 存続期間は5年 (農業者年金制度関 連の場合は10年、 開発して農用地とす ることが適当な土地 について利用権の設 定等を行う場合は、 開発してその効用を 発揮する上で適切と 認められる期間その 他利用目的に応じて 適切と認められる一 定の期間)とする。 ただし、利用権を設 定する農用地におい て栽培を予定する作 目の通常の栽培期間 からみて5年とする ことが相当でないと 認められる場合に は、5年と異なる存 続期間とすることが できる。
- 2 残存期間は、移転 される利用権の残存 期間とする。

# ② 賃借の算定基準

- 1 農地について は、農地法52条の規 定により農業委員会が 提供する地域の実税を 踏まえた賃借料等を 分考慮し、当該農地の 生産条件等を勘案して 算定する。
- 3 開発して農用地 とすることが適、開発とが 加については、開発後 の土地の借賃の水準、 開発費用の負担区分の 割合、通常の生産力を 発揮するまでの期間で を総合的に 数を を終った。
  - 借賃を金銭以外の もので定めようとす る場合には、その借 賃は、それを金額に 換算した額が、上記 1から3までの規定 によって算定される 額に相当するように 定めるものとする。 この場合において、 その金銭以外のもの で定められる借賃の 換算方法については、 「農地法の一部を改 正する法律の施行に ついて」(平成13年 3月1日付け12経 営第1153号農林 水産事務次官通知)第 6に留意しつつ定め るものとする。

#### ③ 賃借の支払方法

- 1 借賃は、毎年農用 地利用集種計画に定 める日までに当該年 に係る借賃の金額を 一時に支払うものと する。
- 2 1の支払いは、賃 貸人の指定する農業 協同組合等の金融機 関の口座に振り込む ことにより、その他 の場合は、賃貸人の 住所に持参して支払 うものとする。
- 3 借賃を金銭以外の もので定めた場合に は、原則として毎年 一定の期日までに当 該年に係る借賃の支 払等を履行するもの とする。

#### ④ 有益費の償還

- 農用地利用集積計 画においては、利用 権設定筝促進事業の 実施により利用権の 設定(又は移転)を受 ける者は当該利用権 に係る農用地を返還 するに際し民法の規 定により当該農用地 の改良のために費や した金額その他の有 益費について償還を 請求する場合その他 法令による権利の行 使である場合を除 き、当該利用権の設 定者に対し名目のい かんを問わず、返還 の代償を請求しては ならない旨を定める ものとする。
- 2 農用地利用集積計 画においては、利用 権設定等促進事業の 実施により利用権の 設定(又は移転)を受 ける者が当該利用権 に係る農用地を返還 する場合において、 当該農用地の改良の ために費やした金額 又はその時における 当該農用地の改良に よる増価額について 当該利用権の当事者 間で協議が整わない ときは、当事者の双 方の申出に基づき玉 東町が認定した額を その費やした金額又 は増価額とする旨を 定めるものとする。

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)設定又は移転を受ける場合

による権力に致め。)及	人人は少田と文ける物	<u>v u</u>	
① 存続期間	② 賃借の算定基準	③ 賃借の支払方法	④ 有益費の償還
(又は残存期間) Iの①に同じ。	1 は近借形受等で 2 つ用農賃定な業の地資案 器が状その額、又総定 業で設用額、と施途情が質が負別のでは、当は合す 用は用施に近き設が賃評算 しとが地別双の勘 用の近地し借そのす、等る 農・の用準の、地似額額す 農・の田準の、地似額額す 農・でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	I の③に同じ。	Iの④に同じ。
	適当な土地につて は、Iの②の3と同		
	じ。		

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利 の設定を受ける場合

少数人と文ける場合	T .		1
① 存続期間	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	1 作器 では では では では では できる では できる では できる	Iの③に同じ。この場合 においてIの③中の「賃 借」とあるは「損益」と、 「賃借人」とあるは「委託	Iの④に同じ。

#### IV 所有権の移転を受ける場合

#### ① 対価の算定基準

#### ② 対価の支払方法

#### ③ 所有権の移転の時期

農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。